

労働者派遣法第30条の4 第1項の規程に基づく労使協定

ケアゲート株式会社と会社の過半数労働者代表 萩原 里佳 は、労働者派遣法第30条の4第1項の規程に関し、次のように協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で労働者派遣業務に従事する有期無期の派遣社員

(以下「対象従業員」という)に適用する。

- (1) 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- (2) ケアゲート株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の自事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の対象従業員の派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものに退職金5%を上乗せしたものである。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日職発0825 第1号「令和8年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という）定める。

- ① 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「02301 看護師、准看護師(病院・診療所)」
- ② 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「02302 看護師、准看護師(介護施設)」
- ③ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「02303 看護師、准看護師(訪問看護)」
- ④ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「02801 看護助手」
- ⑤ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「03401 一般事務員」
- ⑥ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「03701 医療事務員」
- ⑦ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「050 施設介護の職業」
- ⑧ 「令和8年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「09601 ビル・建物清掃員」

- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調査については、就業地が東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬とし、通達に定める「地域指数」のそれぞれの地域により調整する。
- (4) 退職金については、「退職金（5%上乗せ後）」のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク： 5 年

B ランク： 1 年

C ランク： 0 年

- (3) ケアゲート株式会社は、第8条の規定による対象従業員の職務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積の能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第26条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、別表2の通り基本給に5%を乗じた額を退職金として合算し支給する。

第8条 基本給は、職種および業務の内容、責任の程度、必要な技能・経験等を勘案して決定する。

評価期間は毎年4月から翌年3月までとし、勤務態度・業務遂行能力・成果等の評価を行いその結果を翌年度の基本給に反映する。

(賃金以外の待遇)

第 9 条 教育訓練 (次条に定めるものを除く) 福利厚生については派遣先正社員と同一とし、派遣社員就業規則第 8 4 条の規定を準用する。

(教育訓練)

第 10 条 労働者派遣法第 3 0 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。

本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

本件は、令和 8 年 3 月 26 日に締結した労使協定を修正し、上記有効期間に遡って適用する。

令和 8 年 10 月 14 日

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-9-30

横浜西口加藤ビル6F

ケアゲート株式会社

代表取締役 田 邊 光



過半数労働者代表

萩原 里佳



別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02301 看護師・ 准看護師 (病院・ 診療所)	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,304	1,484	1,588	1,627	1,742	1,861	2,313
1(1)	地域 調整	神奈川県 (110.1)	1,436	1,634	1,749	1,792	1,918	2,049	2,547
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,508	1,716	1,837	1,882	2,014	2,152	2,675
2(1)	地域 調整	東京都 (111.4)	1,453	1,654	1,770	1,813	1,941	2,074	2,577
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,526	1,737	1,859	1,904	2,039	2,178	2,706
3(1)	地域 調整	埼玉県 (107.2)	1,398	1,591	1,703	1,745	1,868	1,995	2,480
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,468	1,671	1,789	1,833	1,962	2,095	2,604
4(1)	地域 調整	千葉 (106.7)	1,392	1,584	1,695	1,737	1,859	1,986	2,468
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,462	1,664	1,780	1,824	1,952	2,086	2,592

5(1)	地域 調整	群馬 (99)	1,291	1,470	1,573	1,611	1,725	1,843	2,290
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,356	1,544	1,652	1,692	1,812	1,936	2,405

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級看護業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (2,015～) 東京 (2,040～) 埼玉 (1,965～) 千葉 (1,955～) 群馬 (1,815～)	≧	神奈川 (2,014) 東京 (2,039) 埼玉 (1,962) 千葉 (1,952) 群馬 (1,812)	5 年
B ランク	中級看護業務 (派遣先にて 中級レベルの 業務)	神奈川 (1,720～) 東京 (1,740～) 埼玉 (1,675～) 千葉 (1,665～) 群馬 (1,545～)		神奈川 (1,716) 東京 (1,737) 埼玉 (1,671) 千葉 (1,664) 群馬 (1,544)	1 年

Cランク	一般看護業務 (派遣先にて 一般レベルの 業務)	神奈川 (1,510～)		神奈川 (1,508)	0年
		東京 (1,530～)		東京 (1,526)	
		埼玉 (1,470～)		埼玉 (1,468)	
		千葉 (1,465～)		千葉 (1,462)	
		群馬 (1,360～)		群馬 (1,356)	

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02302 看護師・ 准看護師 (介護 施設)	通達に定め る職業安定 業務統計	1,361	1,549	1,658	1,699	1,818	1,942	2,414
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (110.1)	1,499	1,706	1,826	1,871	2,002	2,139	2,658
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,574	1,792	1,918	1,965	2,103	2,246	2,791
2(1)	地 域 調 整	東京都 (111.4)	1,517	1,726	1,848	1,893	2,026	2,164	2,690
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,593	1,813	1,941	1,988	2,128	2,273	2,825
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.2)	1,459	1,661	1,778	1,822	1,949	2,082	2,588
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,532	1,745	1,867	1,914	2,047	2,187	2,718
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.7)	1,453	1,653	1,770	1,813	1,940	2,073	2,576
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,526	1,736	1,859	1,904	2,037	2,177	2,705
5(1)	地 域 調 整	群馬 (99)	1,348	1,534	1,642	1,683	1,800	1,923	2,390

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,416	1,611	1,725	1,768	1,890	2,020	2,510
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級看護業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (2,105～) 東京 (2,130～) 埼玉 (2,050～) 千葉 (2,040～) 群馬 (1,890～)	≧	神奈川 (2,103) 東京 (2,128) 埼玉 (2,047) 千葉 (2,037) 群馬 (1,890)	5 年
B ランク	中級看護業務 (派遣先にて 中級レベルの 業務)	神奈川 (1,795～) 東京 (1,815～) 埼玉 (1,745～) 千葉 (1,740～) 群馬 (1,615～)		神奈川 (1,792) 東京 (1,813) 埼玉 (1,745) 千葉 (1,736) 群馬 (1,611)	1 年
C ランク	一般看護業務 (派遣先にて	神奈川 (1,575～) 東京 (1,595～) 埼玉		神奈川 (1,574) 東京 (1,593) 埼玉	0 年

	一般レベルの 業務)	(1,535～) 千葉 (1,530～) 群馬 (1,420～)		(1,532) 千葉 (1,526) 群馬 (1,416)	
--	---------------	--	--	---	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02303 看護師・ 准看護師 (訪問 看護)	通達に定め る職業安定 業務統計	1,578	1,796	1,922	1,969	2,108	2,252	2,799
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (110.1)	1,738	1,978	2,117	2,168	2,321	2,480	3,082
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,825	2,077	2,223	2,277	2,438	2,604	3,237
2(1)	地 域 調 整	東京都 (111.4)	1,758	2,001	2,142	2,194	2,349	2,509	3,119
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,846	2,102	2,250	2,304	2,467	2,635	3,275
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.2)	1,692	1,926	2,061	2,111	2,260	2,415	3,001
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,777	2,023	2,165	2,217	2,373	2,536	3,152
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.7)	1,684	1,917	2,051	2,101	2,250	2,403	2,987
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,769	2,013	2,154	2,207	2,363	2,524	3,137
5(1)	地 域 調 整	群馬 (99)	1,563	1,779	1,903	1,950	2,087	2,230	2,772

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,642	1,868	1,999	2,048	2,192	2,342	2,911
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級看護業務 (派遣先にて 責任者等の業 務)	神奈川 (2,440～) 東京 (2,470～) 埼玉 (2,375～) 千葉 (2,365～) 群馬 (2,195～)	≧	神奈川 (2,438) 東京 (2,467) 埼玉 (2,373) 千葉 (2,363) 群馬 (2,192)	5 年
B ランク	中級看護業務 (派遣先にて 中級レベルの 業務)	神奈川 (2,080～) 東京 (2,105～) 埼玉 (2,025～) 千葉 (2,015～) 群馬 (1,870～)		神奈川 (2,077) 東京 (2,102) 埼玉 (2,023) 千葉 (2,013) 群馬 (1,868)	1 年
C ランク	一般看護業務 (派遣先にて	神奈川 (1,825～) 東京 (1,850～) 埼玉		神奈川 (1,825) 東京 (1,846) 埼玉	0 年

	一般レベルの 業務)	(1,780～) 千葉 (1,770～) 群馬 (1,645～)		(1,777) 千葉 (1,769) 群馬 (1,642)	
--	---------------	--	--	---	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02801 看護助手	通達に定め る職業安定 業務統計	1,037	1,180	1,263	1,294	1,385	1,480	1,840
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (110.1)	1,142	1,300	1,391	1,425	1,525	1,630	2,026
1(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,279	1,456	1,558	1,597	1,709	1,826	2,269
1(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,343	1,529	1,636	1,677	1,795	1,918	2,383
2(1)	地 域 調 整	東京都 (111.4)	1,156	1,315	1,407	1,442	1,543	1,649	2,050
2(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,280	1,457	1,560	1,598	1,711	1,827	2,271
2(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,344	1,530	1,638	1,678	1,797	1,919	2,385
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.2)	1,112	1,265	1,354	1,388	1,485	1,587	1,973
3(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,196	1,362	1,457	1,493	1,598	1,707	2,122
3(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,256	1,431	1,530	1,568	1,678	1,793	2,229

4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.7)	1,107	1,260	1,348	1,381	1,478	1,580	1,964
4(2)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額		1,195	1,360	1,456	1,492	1,597	1,706	2,120
4(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,255	1,428	1,529	1,567	1,677	1,792	2,226
5(1)	地 域 調 整	群馬 (99)	1,027	1,169	1,251	1,282	1,372	1,466	1,822
5(2)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額		1,120	1,275	1,365	1,398	1,497	1,599	1,987
5(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,176	1,339	1,434	1,468	1,572	1,679	2,087

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級看護助手 業務（派遣先 フロア責任者 等の業務）	神奈川 (1,795～) 東京 (1,797～) 埼玉 (1,678～) 千葉 (1,677～) 群馬 (1,572～)	≧	神奈川 (1,795) 東京 (1,797) 埼玉 (1,678) 千葉 (1,677) 群馬 (1,572)	5 年

B ランク	中級看護助手 業務（派遣先 にて中級レベ ルの業務）	神奈川 (1,529～) 東京 (1,530～) 埼玉 (1,431～) 千葉 (1,428～) 群馬 (1,339～)		神奈川 (1,529) 東京 (1,530) 埼玉 (1,431) 千葉 (1,428) 群馬 (1,339)	1 年
C ランク	一般看護助手 業務（派遣先 にて一般レベ ルの業務）	神奈川 (1,343～) 東京 (1,344～) 埼玉 (1,256～) 千葉 (1,255～) 群馬 (1,176～)		神奈川 (1,343) 東京 (1,344) 埼玉 (1,256) 千葉 (1,255) 群馬 (1,176)	0 年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03401 一般 事務員	通達に定め る職業安定 業務統計	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (110.1)	1,236	1,406	1,506	1,542	1,651	1,763	2,191
1(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,279	1,456	1,558	1,597	1,709	1,826	2,269
1(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,343	1,529	1,636	1,677	1,795	1,918	2,383
2(1)	地 域 調 整	東京都 (111.4)	1,250	1,423	1,523	1,560	1,670	1,784	2,217
2(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,280	1,457	1,560	1,598	1,711	1,827	2,271
2(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,344	1,530	1,638	1,678	1,797	1,919	2,385
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.2)	1,203	1,369	1,466	1,501	1,607	1,717	2,134
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,264	1,438	1,540	1,577	1,688	1,803	2,241
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.7)	1,198	1,363	1,459	1,494	1,600	1,709	2,124

4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,258	1,432	1,532	1,569	1,680	1,795	2,231
5(1)	地 域 調 整	群馬 (99)	1,111	1,265	1,354	1,386	1,485	1,585	1,971
5(2)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額		1,120	1,275	1,365	1,398	1,497	1,599	1,987
5(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,176	1,339	1,434	1,468	1,572	1,679	2,087

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平均 の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
Aランク	上級一般 事務業務（派 遣先フロア責 任者等の業 務）	神奈川 (1,795～) 東京 (1,797～) 埼玉 (1,690～) 千葉 (1,680～) 群馬 (1,572～)	≧	神奈川 (1,795) 東京 (1,797) 埼玉 (1,688) 千葉 (1,680) 群馬 (1,572)	5 年
Bランク	中級一般 事務業務（派 遣先にて中級	神奈川 (1,529～) 東京 (1,530～) 埼玉 (1,440～)		神奈川 (1,529) 東京 (1,530) 埼玉 (1,438)	1 年

	レベルの業務)	千葉 (1,435～) 群馬 (1,339～)		千葉 (1,432) 群馬 (1,339)	
Cランク	一般一般 事務業務（派遣先にて一般 レベルの業務）	神奈川 (1,343～) 東京 (1,344～) 埼玉 (1,265～) 千葉 (1,260～) 群馬 (1,176～)		神奈川 (1,343) 東京 (1,344) 埼玉 (1,264) 千葉 (1,258) 群馬 (1,176)	0年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03701 医療 事務員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,071	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (110.1)	1,180	1,343	1,436	1,473	1,576	1,683	2,092
1(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,279	1,456	1,558	1,597	1,709	1,826	2,269
1(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,343	1,529	1,636	1,677	1,795	1,918	2,383
2(1)	地 域 調 整	東京都 (111.4)	1,194	1,358	1,453	1,490	1,595	1,703	2,117
2(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,280	1,457	1,560	1,598	1,711	1,827	2,271
2(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,344	1,530	1,638	1,678	1,797	1,919	2,385
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.2)	1,149	1,307	1,398	1,434	1,535	1,639	2,037
3(2)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額		1,196	1,362	1,457	1,493	1,598	1,707	2,122
3(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,256	1,431	1,530	1,568	1,678	1,793	2,229

4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.7)	1,143	1,301	1,392	1,427	1,527	1,631	2,028
4(2)	基準値(0年)を地域別最低賃金額とした額		1,195	1,360	1,456	1,492	1,597	1,706	2,120
4(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,255	1,428	1,529	1,567	1,677	1,792	2,226
5(1)	地 域 調 整	群馬 (99)	1,061	1,207	1,291	1,324	1,417	1,513	1,881
5(2)	基準値(0年)を地域別最低賃金額とした額		1,120	1,275	1,365	1,398	1,497	1,599	1,987
5(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,176	1,339	1,434	1,468	1,572	1,679	2,087

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平均 の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
Aランク	上級医療 事務業務（派遣先フロア責任者等の業務）	神奈川 (1,795～) 東京 (1,797～) 埼玉 (1,678～) 千葉 (1,677～) 群馬 (1,572～)	≧	神奈川 (1,795) 東京 (1,797) 埼玉 (1,678) 千葉 (1,677) 群馬 (1,572)	5年

B ランク	中級医療 事務業務（派遣先にて中級レベルの業務）	神奈川 (1,529～) 東京 (1,530～) 埼玉 (1,431～) 千葉 (1,428～) 群馬 (1,339～)		神奈川 (1,529) 東京 (1,530) 埼玉 (1,431) 千葉 (1,428) 群馬 (1,339)	1 年
C ランク	一般医療 事務業務（派遣先にて一般レベルの業務）	神奈川 (1,343～) 東京 (1,344～) 埼玉 (1,256～) 千葉 (1,255～) 群馬 (1,176～)		神奈川 (1,343) 東京 (1,344) 埼玉 (1,256) 千葉 (1,255) 群馬 (1,176)	0 年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	050 施設 介護の 職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,180	1,343	1,437	1,473	1,576	1,684	2,093
1(1)	地域 調整	神奈川県 (110.1)	1,300	1,479	1,583	1,622	1,736	1,855	2,305
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,365	1,553	1,663	1,704	1,823	1,948	2,421
2(1)	地域 調整	東京都 (111.4)	1,315	1,497	1,601	1,641	1,756	1,876	2,332
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,381	1,572	1,682	1,724	1,844	1,970	2,449
3(1)	地域 調整	埼玉県 (107.2)	1,265	1,440	1,541	1,580	1,690	1,806	2,244
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,329	1,512	1,619	1,659	1,775	1,897	2,357
4(1)	地域 調整	千葉 (106.7)	1,260	1,433	1,534	1,572	1,682	1,797	2,234
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,323	1,505	1,611	1,651	1,767	1,887	2,346

5(1)	地域 調整	群馬 (99)	1,169	1,330	1,423	1,459	1,561	1,668	2,073
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,228	1,397	1,495	1,532	1,640	1,752	2,177

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級介護業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (1,825～) 東京 (1,845～) 埼玉 (1,775～) 千葉 (1,770～) 群馬 (1,640～)	≒	神奈川 (1,823) 東京 (1,844) 埼玉 (1,775) 千葉 (1,767) 群馬 (1,640)	5 年
B ランク	中級介護業務 (派遣先にて 中級レベルの 業務)	神奈川 (1,555～) 東京 (1,575～) 埼玉 (1,515～) 千葉 (1,505～) 群馬 (1,400～)		神奈川 (1,553) 東京 (1,572) 埼玉 (1,512) 千葉 (1,505) 群馬 (1,397)	1 年

Cランク	一般介護業務 (派遣先にて 一般レベルの 業務)	神奈川 (1,365～)		神奈川 (1,365)	0年
		東京 (1,385～)		東京 (1,381)	
		埼玉 (1,330～)		埼玉 (1,329)	
		千葉 (1,325～)		千葉 (1,323)	
		群馬 (1,230～)		群馬 (1,228)	

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 8 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	09601 ビル・ 建物 清掃員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,624	2,019
1(1)	地域 調整	神奈川県 (110.1)	1,253	1,426	1,526	1,564	1,674	1,789	2,223
1(2)	基準値(0 年)を地域別最 低賃金額とした額		1,279	1,456	1,558	1,597	1,709	1,826	2,269
1(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,343	1,529	1,636	1,677	1,795	1,918	2,383
2(1)	地域 調整	東京都 (111.4)	1,268	1,443	1,545	1,582	1,694	1,810	2,250
2(2)	基準値(0 年)を地域別最 低賃金額とした額		1,280	1,457	1,560	1,598	1,711	1,827	2,271
2(3)	退職金 (5%上乗せ後)		1,344	1,530	1,638	1,678	1,797	1,919	2,385
3(1)	地域 調整	埼玉県 (107.2)	1,220	1,389	1,486	1,523	1,630	1,741	2,165
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,281	1,459	1,561	1,600	1,712	1,829	2,274

4(1)	地域 調整	千葉 (106.7)	1,215	1,382	1,479	1,516	1,622	1,733	2,155
4(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,276	1,452	1,553	1,592	1,704	1,820	2,263
5(1)	地域 調整	群馬 (99)	1,127	1,283	1,373	1,406	1,505	1,608	1,999
5(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,184	1,348	1,442	1,477	1,581	1,689	2,099

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平均 の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級清掃業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (1,795～) 東京 (1,797～) 埼玉 (1,715～) 千葉 (1,705～) 群馬 (1,585～)	≧	神奈川 (1,795) 東京 (1,797) 埼玉 (1,712) 千葉 (1,704) 群馬 (1,581)	5 年
B ランク	中級清掃業務 (派遣先にて	神奈川 (1,529～) 東京 (1,530～) 埼玉		神奈川 (1,529) 東京 (1,530) 埼玉	1 年

	中級レベルの 業務)	(1,460～) 千葉 (1,455～) 群馬 (1,350～)		(1,459) 千葉 (1,452) 群馬 (1,348)	
Cランク	一般清掃業務 (派遣先にて 一般レベルの 業務)	神奈川 (1,343～) 東京 (1,344～) 埼玉 (1,285～) 千葉 (1,280～) 群馬 (1,185～)		神奈川 (1,343) 東京 (1,344) 埼玉 (1,281) 千葉 (1,276) 群馬 (1,184)	0年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

